

鹿児島県公報

令和7年12月23日(火) 第680号の3



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

- 官報報告規則の一部を改正する規則(※) 告示 (学事法制課取扱い) 1
○土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 1
○都市計画道路の変更 (都市計画課取扱い) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2

選挙管理委員会告示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数(※) (選挙管理委員会取扱い) 2
公安委員会告示
○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

規則

官報報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第78号

官報報告規則の一部を改正する規則

官報報告規則(昭和30年鹿児島県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第1条中「掲載すべき事項(」を「掲載することができる事項(官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)第4条第2項第3号に掲げる事項をいう。」に改める。

第4条第1項中「3部(条例に係る原稿については、4部)を所定の様式によりタイプで淨書」を「を作成」に改める。

第5条中「2部(条例に係る原稿については、3部)」を削り、「あて」を「宛て」に改め、同条後段を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鹿児島県告示第745号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、指宿市開闢土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 田中 健一 指宿市開闢仙田1496番地
理事 今福 重友 指宿市開闢仙田1961番地1

理事 物袋 唱二 指宿市開聞十町4611番地
 理事 川畠 貢 指宿市開聞上野2403番地4
 理事 鐘撞 正和 指宿市開聞十町1108番地1
 理事 七夕 直樹 指宿市開聞仙田2651番地
 監事 原村 秀光 指宿市開聞十町1137番地1
 監事 松澤 敏秀 指宿市開聞十町5201番地8
 (任期 令和7年9月25日から令和11年9月24日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 健一 指宿市開聞仙田1496番地
 理事 今福 重友 指宿市開聞仙田1961番地1
 理事 物袋 唱二 指宿市開聞十町4611番地
 理事 川畠 貢 指宿市開聞上野2403番地4
 理事 荒田 重信 指宿市開聞仙田2519番地1
 理事 鐘撞 望 指宿市開聞十町1167番地
 監事 原村 秀光 指宿市開聞十町1137番地1
 監事 松澤 敏秀 指宿市開聞十町5201番地8

鹿児島県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画道路
 (2) 名称 1・3・1号隼人国分線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分
 霧島市国分広瀬の一部

鹿児島地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年12月23日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者短期入所ひまわり	いちき串木野市長崎町1番地2	J E C株式会社	いちき串木野市曙町49番地1	神村 裕之	令和7年4月1日	短期入所
相談支援事業所アイランド	日置市伊集院町妙円寺三丁目2240番地8	一般社団法人福City	日置市伊集院町妙円寺三丁目2240番地8	勝田 一生	令和7年4月1日	自立生活援助

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有す

る者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和7年9月24日鹿児島県選挙管理委員会告示第35号(直接請求の連署に必要な有権者の数)は、廃止する。

令和7年12月23日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,791
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	261,192
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区 148,460 鹿屋市・垂水市区 30,217 枕崎市区 5,266 阿久根市・出水郡区 7,704 出水市区 13,959 指宿市区 10,391 西之表市・熊毛郡区 10,600 薩摩川内市区 24,898 日置市区 12,716 曾於市区 8,969 霧島市・姶良郡区 36,055 いちき串木野市区 7,214 南さつま市区 8,702 志布志市・曾於郡区 10,985 奄美市区 12,799 南九州市区 8,749 伊佐市区 6,413 姶良市区 21,291 薩摩郡区 5,226 肝属郡区 8,915 大島郡区 15,197
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	261,192
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第132号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鐘野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e A ぶらねっとアポロ G O 2 - X	豊丸産業株式会社	510903
ぱちんこ遊技機	P / R e : ゼロから始める異世界生活 s e a s o n 2 / M 0 4	株式会社大都技研	4P1864
ぱちんこ遊技機	P / R e : ゼロから始める異世界生活 s e a s o n 2 / A 1 0	株式会社大都技研	5P0968
ぱちんこ遊技機	e 牙狼トリプルバースト R F	株式会社サンセイアールアンドディ	510971
ぱちんこ遊技機	P 攻殻機動隊 S A C _ 2 0 4 5 L T D - V S	株式会社ディ・ライト	410950
回胴式遊技機	L 虚構推理 S T	株式会社ディ・ライト	5S1217